

水産加工工業施設改良資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案新旧対照条文

○ 水産加工工業施設改良資金融通臨時措置法（昭和五十二年法律第九十三号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>1 （略）</p> <p>2 この法律は、平成三十五年三月三十一日限り、その効力を失う。ただし、その時までにした行為に対する罰則の適用については、この法律は、その時以後も、なお効力を有する。</p>	<p>附 則</p> <p>1 （略）</p> <p>2 この法律は、平成三十年三月三十一日限り、その効力を失う。ただし、その時までにした行為に対する罰則の適用については、この法律は、その時以後も、なお効力を有する。</p>